

**A38** 生存保険金、死亡保険金の受取人が被保険者または被保険者の遺族となっておりま  
すので、当該保険料についてはスタッフに対する給与とされます。こうした使用者契  
約の養老保険は、保険金の受取人によって税務上の取り扱いが異なります。

① 死亡保険金、生存保険金の受取人が診療所（院長個人または医療法人）である  
場合

その保険料は必要経費にはならず、資産計上されます。

② 死亡保険金および生存保険金の受取人が被保険者またはその遺族である場合

その保険料はそのスタッフに対する給与として取り扱われます。

③ 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が、診療所（院  
長個人または医療法人）である場合

その保険料の半額が必要経費に、もう半額が資産計上されます。

ただし、被保険者が一定のスタッフに対するものである場合には、その必要経  
費とされる保険料半額はそのスタッフに対する給与として取り扱われます。